

栃木県公報

平 成 28 年 3月31日(木) 号 外 第 31 号

目	次
規	則

規則

栃木県規則第四十三号

平成二十八年三月三十一日栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県県税条例施行規則の一部を改正する規則

第七条を次のように改める。第五条を削り、第五条の二を第五条とする。栃木県県税条例施行規則(平成十七年栃木県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第七条 削除

第二十四条の表七の項中「電算用」を「電子収納用」に改め、同項の次に次のように加える。

七の二 納付書 (電算用)

別記様式第七号の二

第二十四条の表十一の項中「督促状」の下に「(電子収納用)」を加え、同項の次に次のように加える。

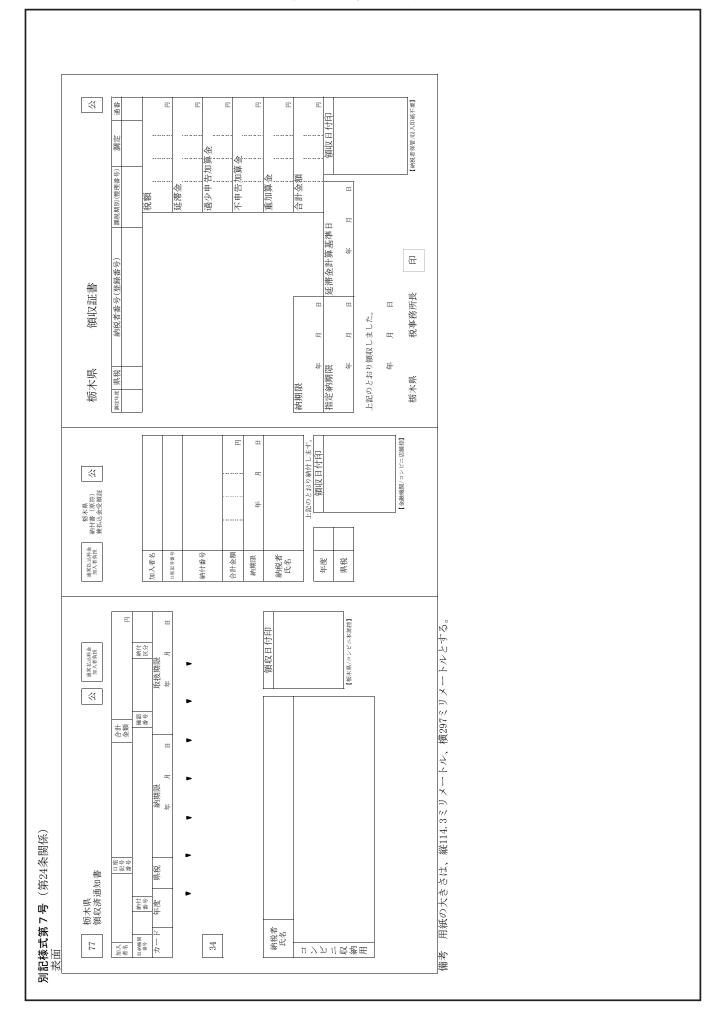
十一の二 督促状 (手書用)

別記様式第十一号の二

第二十四条の表九十四の項を次のように改める。

九十四 削除

別記様式第七号を次のように改める。



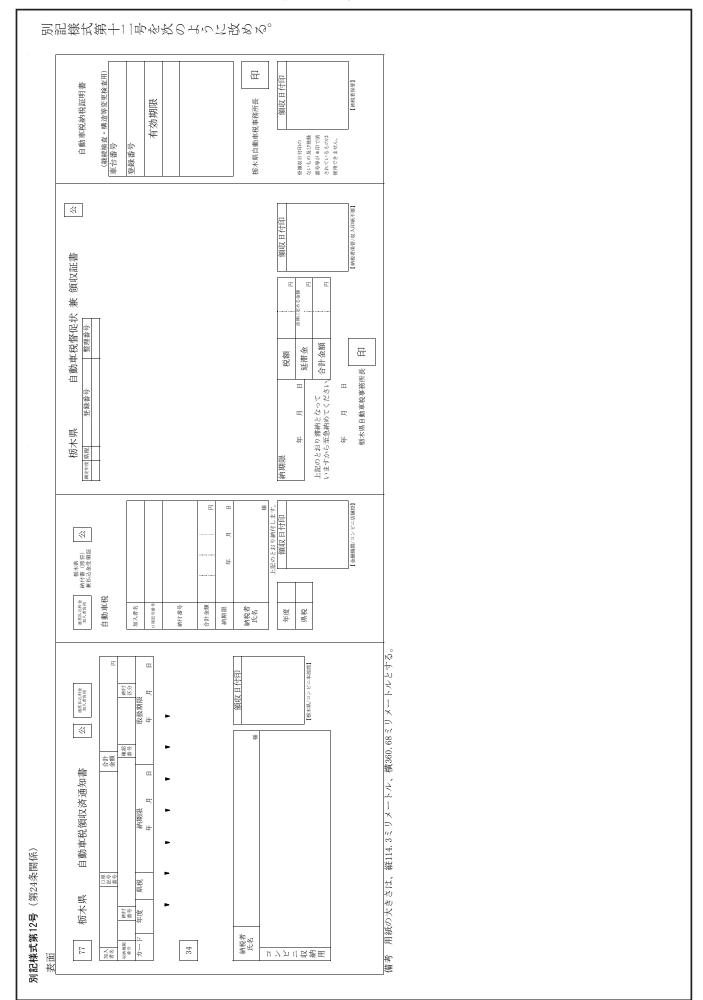
	十八人0年3月31日	八四年 口	1DJ	//	रार	Δ	十八	与外界31 分(3)
	عن ا							
	10							
	載す							
	を 語							
	正							
	「納付場所」を記載すること。)							
	<u>※</u> 六							
	_							
	ができるが、							
	が							
ᄪᄱ	5							
裏面								

別記様式第七号の汝に汝の一様式を加える。 過少申告加算金 不申告加算金 重加算多 延滞金計算基準日 믒 口座記号番号 領収証書 税事務所長 上記のとおり領収しました。 栃木県 指定納期限 県税 栃木県 (4)シとおり納付します 領収 日付印 栃木県 納付書(原符) 兼払込金受領証 # 約期限 警税者 开名 納付番号 県税 年度 (4) 備考 用紙の大きさは、縦114.3ミリメートル、横297ミリメートルとする。 領収目付印 納付区分 福邮 合計 金額 延滞金 別記様式第7号の2 (第24条関係) E 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 熱税者 氏名

	十败20年3月31日	八下正口	1//J	/\	汀	Δ	十八	与7 ト
							7	
							_	
	عن							
	1)							
	1 day							
	*%							
	(この欄には、「納付場所」を記載すること。)							
	44 4							
	秦							
	1,6							
	~ ン/ 編							
	<i>€</i>							
担軍	N							
#	<u> </u>							

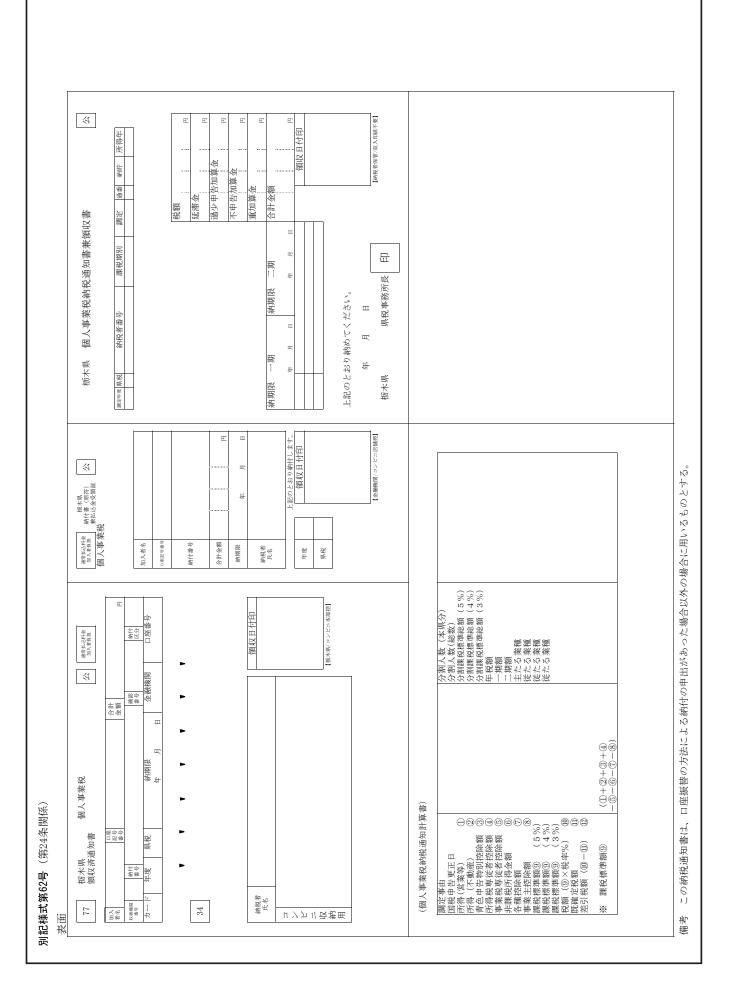
別記様式第十一号を別記様式第十一号の二とし、別記様式第十号の次に次の一様式を加える。 \Leftrightarrow [納税者保管/収入印紙不要] 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 年 月 日 年 月 日 上記のとおり滞納となっていますから五急納めてください。
 たおここの管に状は、集上がはなれる場合を作き、新期限までに完約していない場合に送付されるものです。
 この欄には、「管促の模塊となった法令」を記載すること。 兼 領収証書 督促状 딦 指定納期限 県税事務所長 栃木県 栃木県 のとおり納付します。 領収 日付印 \Leftrightarrow 杨木県 納付書(原符) 兼払込金受御証 口度配号番号 合計金額 納期限 納税者 氏名 年度 票税 様式の大きさは、縦114.3ミリメートル、横345.44ミリメートルとする。 数 区 公 ⋖ 海市市 令 中 質 別記様式第11号 (第24条関係) 口 配 寄 号 号 号 栃木県 領収済通知書 以納機関 番号 34 22 コンビニ収納用

平成28年3月31日 木曜日	栃	木	県	公	報	号外第31号(7)
	_	_	_	_		
				1		
				_		
大を						
夏面 この欄には、「納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置」、「納付場所」及び「この処分に不服がある場合における收済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。						
たろろうかんかん						
大の一部である。 日本						
あるにおけており、						
なからながらながらいない。						
(
に を 名 名 名 名 も も も も も も も も も も も も も						
期間では、大人の関係をは、大人の関係をは、大人の関係をは、大人のできない。						
は、 ここの の の の を か を か を が を が が が が が が が が が が が が が						
の種にひ及び「出野財」						
國 / 尼布						



この欄には、「督促の根拠となった法令」、「納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置」、「納付場所」及び「この処分に不服がある場合における教済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。	
()	
でいる - か数 - - 本をか	
からなる (大ななな) (大ななが) (大なな)	
から・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
のじが ? c b b b b b b b b b b b b b b b b b b	
になる からなっ から の が 後 後	
りをない とのなかが 金つい。 金ので	
松及名	
· 国	

別記様式第六十二号から別記様式第六十四号までを次のように改める。



	(この欄には「納付場所」を記載すること。)	
	(この種には「巻付け	
真面 この欄には、「無税の根拠となった法令」、「納期限までに税金を納付 しなかった場合において執られるべき措置」及び「この処分に不服がある 場合における教済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴 期間等」を記載すること。		
地面にいる欄には、「無税の祖しなかった場合において場合において移場合において移場合において移場合において移場の方法及りを記載するにと。		

別記様式第63号(第24条関係)	
(第1面)	
個人事業税納税通知書・口座振替通知書	
備考 用紙の大きさは、縦140ミリメートル、横102ミリメートルとする。	

(第2面)

県税	調定年度	税目	納税者番号
所得年	通番	調定区	区分

П	座	振	替	依	頼	内	容
		金	融格	幾関	名		
	ļ	コ座	種別	٠ [ا <u>ا</u>	番号	7	

振替税額			円
振替日	年	月	日
一期納期限	年	月	日
二期納期限	年	月	日

税率	課税標準額
5 %	円
4 %	円
3 %	円

年税額	円
一期額	円
二期額	円

この税金はあなたから依頼された上記の金融機関の預金口座から振替の方法で納付していただきますので、振替日の前日までに預金額を確認しておいてください。

月 日 年

栃木県

県税事務所長

印

1/1/	\circ	
	~	

個人事業税納税通知計算書

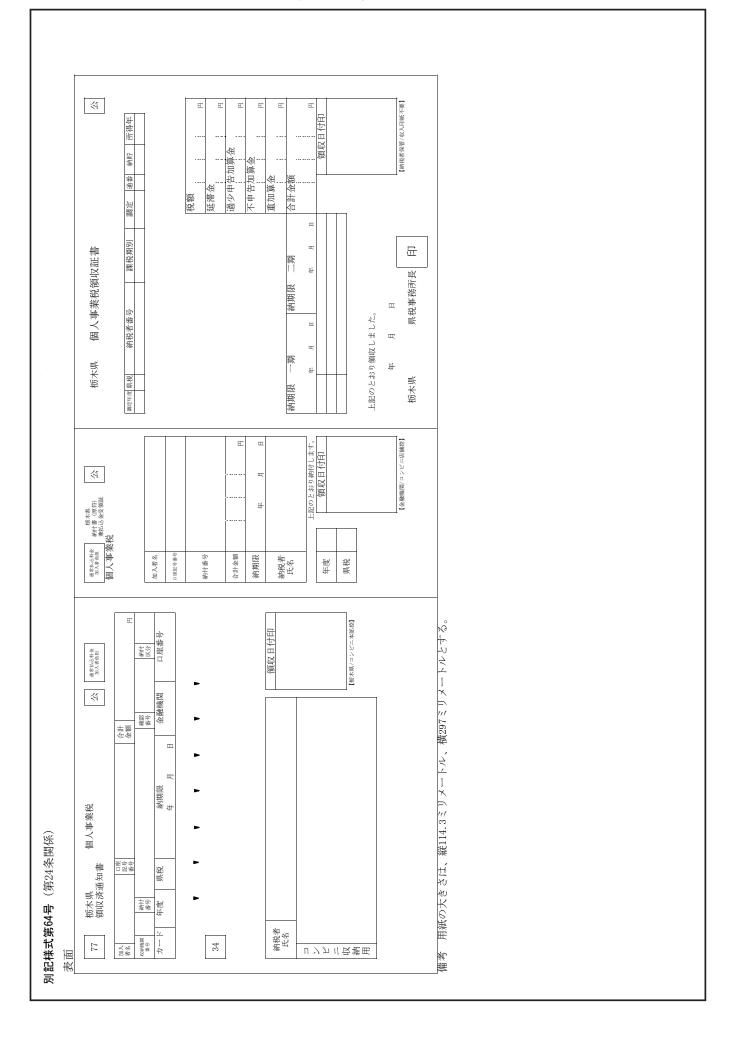
 調定事由
 年
 月
 日

項目名		金額
所得(営業等)	1	
所得 (不動産)	2	
青色申告特別控除額	3	
所得税専従者控除額	4	
事業税専従者控除額	5	
非課税所得金額	6	
各種控除額	7	
事業主控除額	8	
課税標準額⑨	5 %	
(1)+2+3+4	4 %	
-5-6-7-8)	3 %	
税額(⑨×税率%)	10	
既確定税額	11)	
差引税額 (⑩-①	1))	
分割(本店本県)	\	本県分
刀削(平凸平泉)	八奴	総数

税率	分割課税標準総額
5 %	
4 %	
3 %	

主たる業種	
従たる業種	
従たる業種	

この欄には、「課税の根 おいて執られるべき措置」 はななないがままれた。ま	拠となった法令」、「納期 、「納付場所」及び「この 合の被告とすべき者、出記	明限までに税金を納付し り処分に不服がある場合 5世間第二大記載ナスス	ンなかった場合に 合における救済の	
7仏及の取得訴訟を行り場。	合の攸合とすべき有、山誠	r 期间寺」を記載する。	- ² ·	



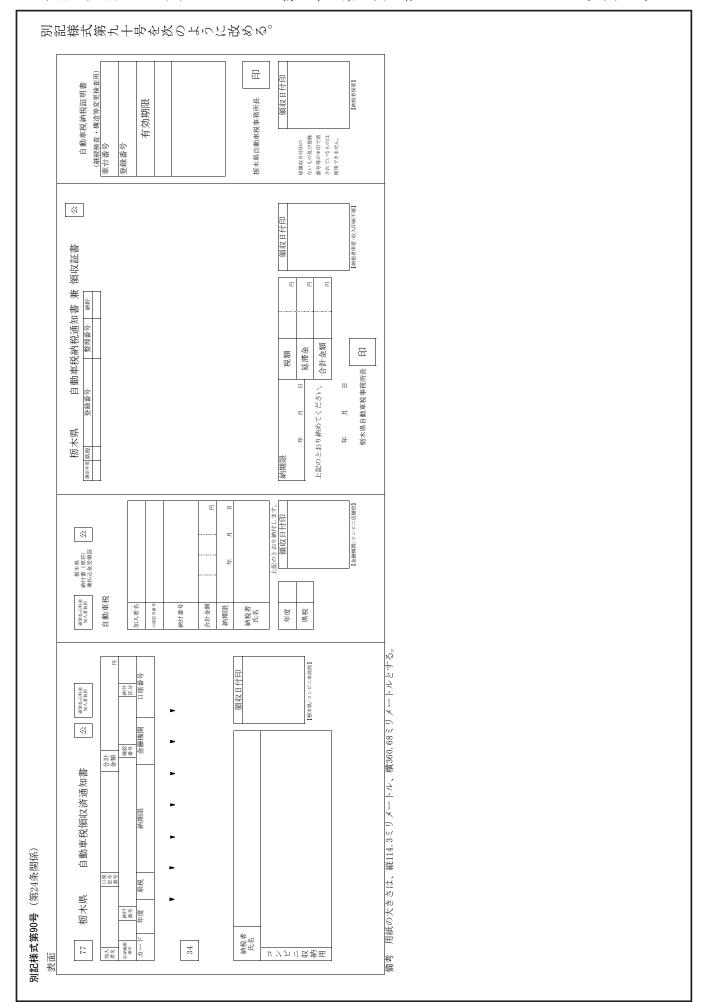
	十八人0十3月31日	八下正口	11/1	汀	Δ	十八	ラ グト
	ه کا						
	i)						
	₩ ₩						
	己載						
	₩.						
	所」						
	野						
	「約44						
	_						
	だれ						
	欄						
,_	(この欄には、「納付場所」を記載すること。						
裏面	\sim						
"\	1						
1							

別記様式第六十六号及び別記様式第六十七号を次のように改める。 \langle 4 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 合計金額 延滞金 不動産取得稅納稅通知書兼領収証書 調定 課税期別 믒 県税事務所長 納期限 上記のとおり納めてください。 納税者番号 栃木県 # 調定年度 県税 栃木県 納期限 税率 とおり納付しま. 領収日付印 \langle 4 щ 加达斯金 納付書 (原符) 加入者項額 兼弘公金受簡而 不動 莲 取得稅 # 合計金額 納付番号 納期限 熱潤者 凡名 年度 県税 【栃木県/コンピニ本部控】 領収日付印 新付 区分 口座番号 通常払込料金 加入者負担 4 40年 不動産取得税 別記様式第66号 (第24条関係) 栃木県 領収済通知書 日記報 県税 (課税物件の内訳) 物件N。 取得年月日 税率 (%) 合算 取得原因 所在 整布 物件No. 取得年月日 税率(%) 合算 取得原因 所在 辫瓶者 玩名 (C)計機関 番号 34 77 コンビニ収納用

裏面	
付しなかった場合において執られるべき措置」及び「この処分に不服がある場合における教育の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。	
	(この欄には、「納付場所」を記載すること。)
付表 略	

今回の取得は、共同による取得ですので、下記の共有者全員にこの税額と同じ納税通知書を送付してありますが、共有者で協議のうえ代表者あて送付しました納付書によって納稅してください。 連帯納税義務者一覧 連帯者4 連帯者6 連帯者7 連帯者8 連帯者9 連帯者1 連帯者2 連帯者3 連帯者5 代表者 課税物件の内訳 # 家屋番号 地目·種類 物件評価額 特例控除 課税対象額 住宅控除 備考 様式の大きさは、縦114.3ミリメートル、横345.44ミリメートルとする。 在記のとおり締めてください。 ただし、新付については、代表者 日あて送付しました納付書により 締めてください。 不動産取得税納税通知書 課税標準額 県税事務所長 別記様式第67号(第24条関係) Щ # 栃木県 税率 納期限 表面

1 /2420	943月31日	小唯口	111/1	/\		Z	羊 以		方が帰る」) (11)
この欄には、「課税の根拠となった法令」、「納期限までに税金 を納付しなかった場合において執られるべき措置」、「納付場所」 及び「この処分に不明がある場合における素金の方法を	を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。									
軍						付表略				

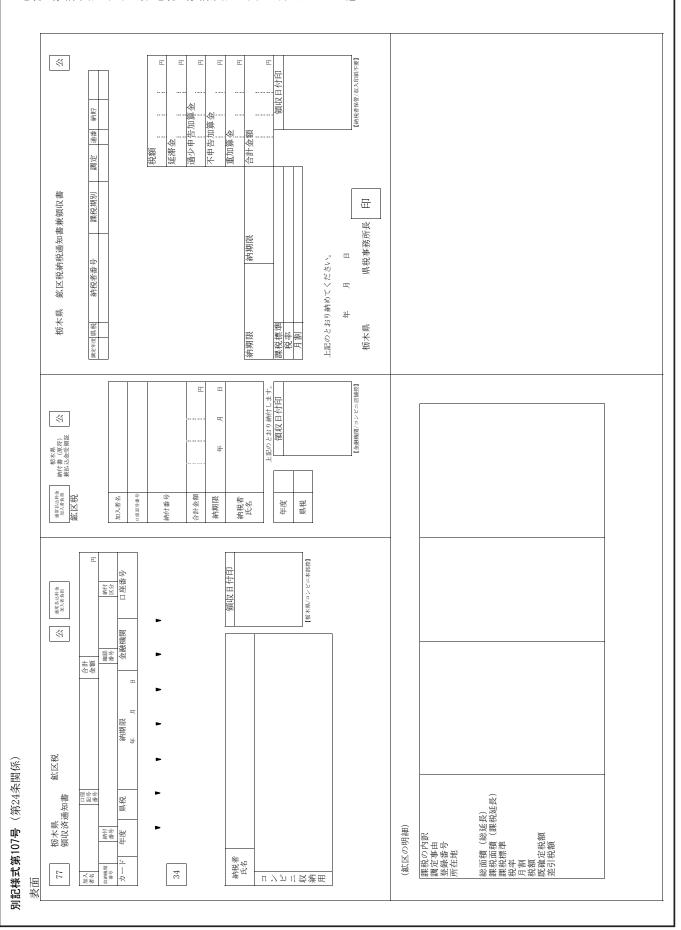


やうつ液神	
この欄には、「無税の根拠となった法令」、「納期限までに税金を 納付しなかった場合において執られるべき措置」、「納付場所」及び 「この処分に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う 場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。なお、口座版 液の方法で納付する場合には、この納税通知書は「納付書」と読み替えるものとします。	
1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
たるる「徳子文教を記録」、「神文教は祖一年の本本が記述」、「神文教は祖一年の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本の本本	
題と 関い 対域 で な な で の な な の な の な に は に に に に に に に に に に に に に	
棚々処故法の にかん与をなっ にったともなっ はったとまり 、たてする。	
を表している。	
恒	

別記様式第九十四号を次のように改める。

別記様式第94号 削除

別記様式第百七号及び別記様式第百八号を次のように改める。



		を記載すること。)	
	The Republic of the Control of the C	(この欄には、「納付場所」を記載するこ	
美面	この欄には、「課税の根拠となった法令」、「納期限までに税金を納付しなかった場合において勢られるべき措置」及び「この処分に不服がある場合における教済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。		

	十成20年3月31日	小唯口	1111	1	乐	Z	判 与外界31 与(21)
	この欄には、「課税の根拠となった法令」、「納期限までに税金を納付しなかった場合において執られるべき措置」、「納付場所」及び「この処分に不服がある場合における教済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等」を記載すること。						
坦車							

+-	_

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 間、所要の補正をして使用することができる。3 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県県税条例施行規則の規定により調製した諸用紙は、当分の

(税務課)